

業務案内



公害等調整委員会

Environmental Dispute Coordination Commission

公害等調整委員会とは

公害等調整委員会は、総務省の外局として設置されている行政委員会で、

(1) 調停や裁定などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること
(公害紛争処理制度)

(2) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ること
(土地利用調整制度)

を主な任務としています。

○委員会を構成する委員長及び委員6人は、法曹有資格者や各分野の専門家で、国会の同意を得て内閣総理大臣により任命されます（任期は5年）。

○紛争によっては、専門的な調査を行うために、関係する分野の学識経験者等が専門委員に任命されます。

○裁判所に準じた手続により、相対立する利害の調整を行うことができるよう、法律により中立性、独立性が確保されています。

○委員会の事務を補佐するために事務局が置かれ、裁判官経験者（裁判所との人事交流）などの職員が配置されています。

委員長及び委員一覧

			(経歴・現職)	(任期)
委員長	ながの 永野	あつお 厚郎	元名古屋高等裁判所長官 ※	令和 4年7月 1日 任命 令和 9年6月30日 任期満了
委員	きたまだ 北窓	たかこ 隆子	医師（元姫路市医監）	令和 6年7月 2日 任命 令和 9年6月30日 任期満了
委員	なかむら 中村	やすし 也寸志	元東京高等裁判所判事 部総括 ※	令和 7年7月 1日 任命 令和12年6月30日 任期満了
委員	よこた 横田	のぶたか 信孝	元総務省総務審議官	令和 8年7月 1日 任命 令和13年6月30日 任期満了
委員（非常勤）	おおたき 大瀧	あつこ 敦子	弁護士（元司法研修所教官） ※	令和 7年7月 1日 任命 令和12年6月30日 任期満了
委員（非常勤）	おおはし 大橋	よういち 洋一	学習院大学専門職大学院法務研究科教授	令和 8年7月 1日 任命 令和13年6月30日 任期満了
委員（非常勤）	かとう 加藤	かずみ 一実	(国研)産業技術総合研究所 特別顧問 (元理事)	令和 4年7月 1日 任命 令和 9年6月30日 任期満了

注1) 令和8年7月1日現在

注2) ※は弁護士となる資格を有する者

公害等調整委員会のしごと

1 公害等調整委員会とは

公害紛争の迅速・適正な解決

公害紛争処理法（昭和 45 年制定）に基づき、公害紛争の迅速・適正な解決を図ることを任務としています。

●公害紛争事件の処理

公害等調整委員会は、各都道府県に置かれている公害審査会等と分掌し、公害紛争の当事者からの申請等に基づき、裁定、調停等の手続により、紛争の迅速・適正な解決を図っています。

●公害苦情相談に関する地方公共団体との連携

地方公共団体には、公害苦情を迅速・適正に解決するために公害苦情相談窓口を設けたり、公害苦情相談員を置いたりしています。

公害等調整委員会は、苦情処理のノウハウの向上を図るとともに、公害苦情処理状況に関する調査を毎年度実施しています。

2 公害紛争の迅速・適正な解決

鉱業等に係る土地利用の調整

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年制定）に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図ること等を任務としています。

●鉱区禁止地域の指定

各大臣又は都道府県知事の請求に基づいて、鉱区禁止地域の指定を行っています。

●鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

鉱業法、採石法又は砂利採取法などに基づく特定の処分について、これを不服とする者からの申請に基づき裁定を行っています。

●土地収用法に基づく処分に対する意見照会等

土地収用法、鉱業法等に基づき、主務大臣等が行う審査請求の裁決に係る意見照会への回答、処分に係る承認等を行っています。

3 鉱業等に係る土地利用の調整

4 公害等調整委員会の主な歩み

公害紛争の迅速・適正な解決

公害とは

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この①から⑦までの7種類は、“**典型7公害**”と呼ばれています。

公害紛争処理の対象は、これらの公害に関係する紛争です。例えば、低周波音による紛争も騒音・振動に関係するものと考えられる場合は、対象になります。

また、「相当範囲にわたる」については、ある程度の広がりがあれば、被害者が1人の場合でもこの制度の対象となりますが、単なる相隣関係の問題については、対象とならないこともあります。

典型7公害

①大気汚染



②水質汚濁



③土壌汚染



④騒音



⑤振動



⑥地盤沈下



⑦悪臭



公害紛争処理制度のしくみ

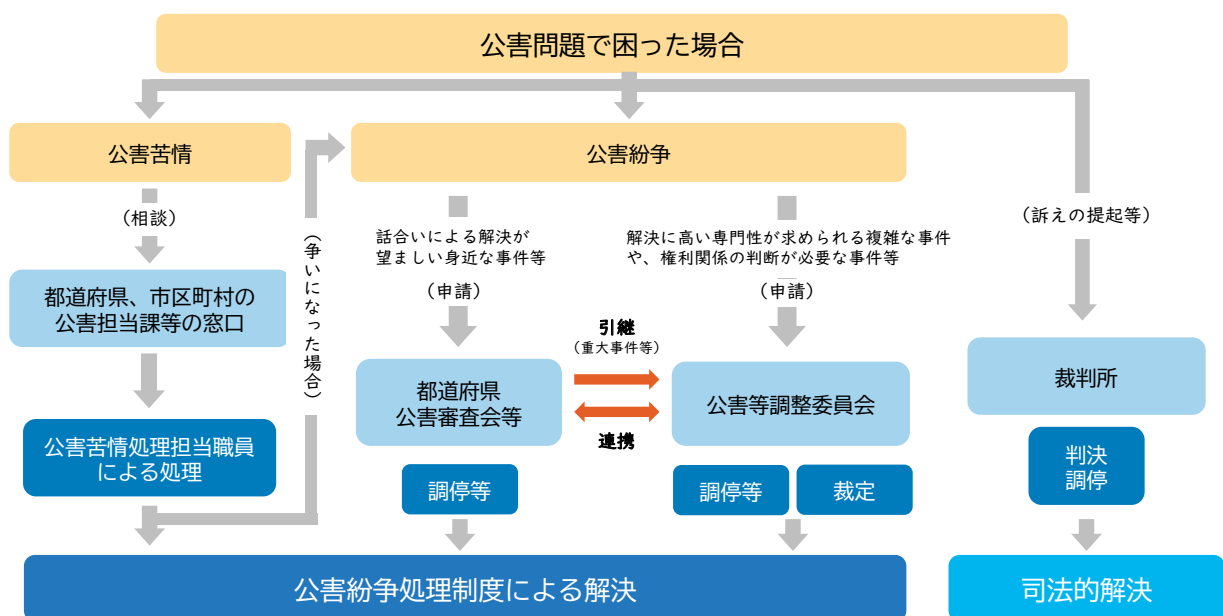
公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、市区町村の**公害苦情相談窓口**、都道府県の**公害審査会等**及び国の**公害等調整委員会**が置かれており、情報交換などを通じ、相互の連携を図ることで、公害紛争処理制度全体として解決力の総和を高めています。

各機関では、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されないよう、特色を活かした運用を行い、適切な事件を汲み上げるとともに、解決が困難な事案についてはふさわしい機関で処理されるよう、相互の連携と役割分担を図っています。

公害紛争事件の管轄

都道府県公害審査会等	公害等調整委員会
<p>【調停、あっせん及び仲裁】 右の重大事件、広域処理事件及び県際事件以外の全ての事件</p> <p>※都道府県公害審査会等は裁定を行いません。</p>	<p>【調停、あっせん及び仲裁】 重大事件 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある次の事件 (1) 生命、身体に重大な被害が生じる事件 (2) 被害の総額が5億円以上の事件</p> <p>広域処理事件 航空機や新幹線に係る騒音事件 県際事件 複数の都道府県にまたがる事件</p> <p>【裁 定】 全ての事件</p>

公害紛争処理の流れ



1 公害等調整委員会とは
2 公害紛争の迅速・適正な解決
3 鉱業等に係る土地利用の調整
4 公害等調整委員会の主な歩み

公害紛争処理手続の種類

公害紛争事件のほとんどが調停事件又は裁定事件となっています。いずれも原則として当事者の申請に基づいて手続が開始されます。

調 停

公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

裁 定

裁定には、「責任裁定」と「原因裁定」があります。

■責任裁定

公害に係る被害が発生した場合に、損害賠償責任の有無に関し、法律判断を行うことによってその解決を図る手続です。

■原因裁定

公害に係る被害が発生した場合に、加害行為と被害との間の因果関係の存否に関し、法律判断を行うことによってその解決を図る手続です。



裁定の審問期日
(イメージ)

このほか、あっせん及び仲裁という手続もあります。

- あっせん**：公害紛争処理機関が当事者間の自主的解決を援助、促進する目的でその間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続で、職権で行うこともあります。
- 仲 裁**：紛争解決を公害紛争処理機関に委ね、その判断に従うことを合意し、その判断によって紛争の解決を図る手続です。

調停手続の概要

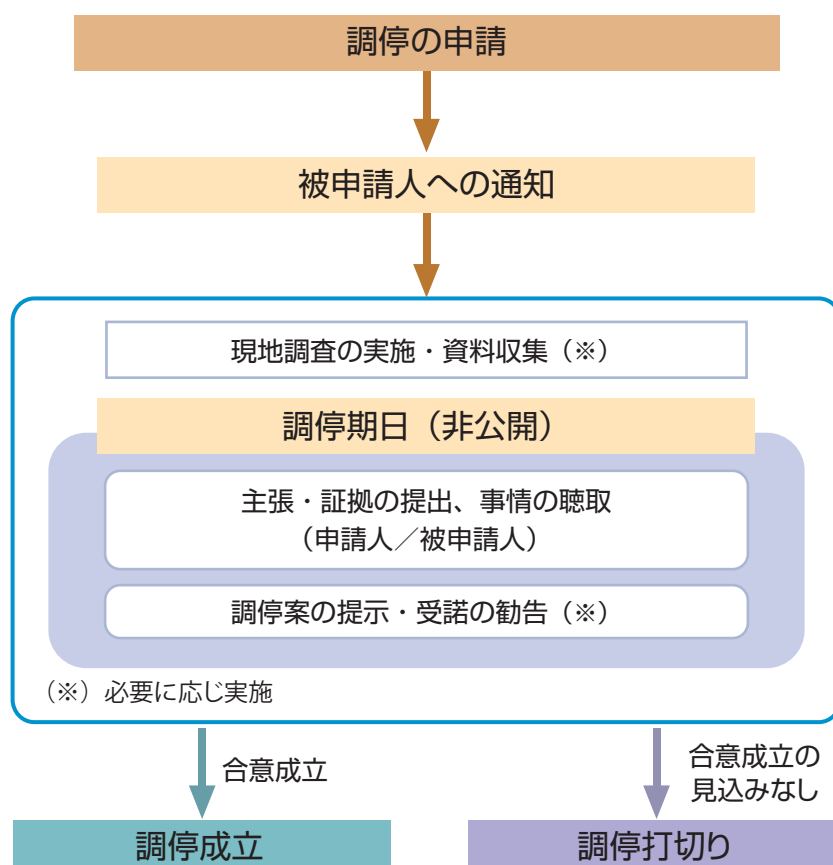
調停とは、公害紛争処理機関の委員3人から構成される調停委員会が、当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。当事者の申請により、手続が開始されます。

紛争の実情を明らかにし、当事者の互譲を図るため、調停手続は非公開とされ、これにより当事者が率直に意見を述べ合うことが可能になります。

調停委員会は、事実関係や当事者の主張を基に意見調整を行い、適切妥当な調停案を作成・提示するなど、合意が成立するように努めます。調停委員会が作成した調停案の受諾を勧告することもあります。

調停手続の結果、当事者間に合意が成立すれば、事件は終結します。当事者間に成立した合意には、民法上の和解契約と同一の効力があります。

調停手続の流れ



裁定手続の概要

裁定は、公害等調整委員会の委員3人又は5人から構成される裁定委員会が、民事紛争としての公害紛争について、当事者の損害賠償責任又はその要件としての因果関係の存否について法律判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続です。

■ 裁定の種類

公害等調整委員会が行う裁定には、以下の2種類があります。

(1) 責任裁定

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続です。

(2) 原因裁定

加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行う手続です。

■ 裁定の手続

申請に基づいて、裁定委員会が公開の期日を開いて当事者に陳述させ、証拠調べ、事実の調査などを行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定を行います。

手続は、民事訴訟に準じた手続ですが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができるなどの特長があります。

また、当事者はウェブ会議方式により審問期日等に出頭できる場合があります。

■ 裁定の効力

責任裁定については、裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされます。

また、原因裁定は、因果関係について当委員会の判断を示すものであり、当事者の権利義務を確定するものではありません。

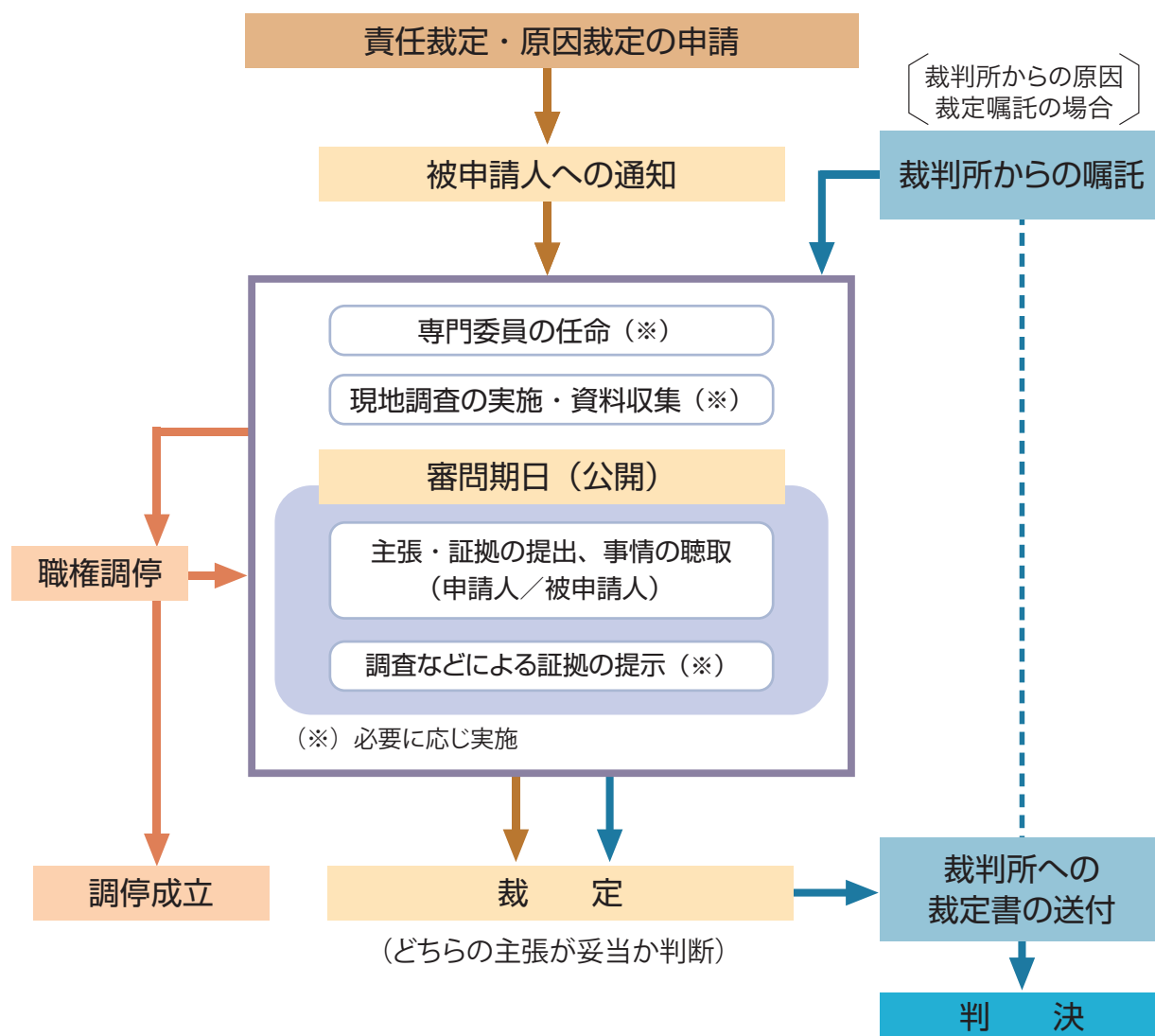
■ 職権調停

裁定の過程で両当事者が解決に向けて合意できそうな場合など、裁定委員会が相当と認めるときは、裁定事件を職権で調停手続に移行することができます。

■ 裁判所からの原因裁定の囑託

公害に係る被害に関する民事訴訟が係属している裁判所からの囑託に基づき、公害等調整委員会が原因裁定を行うことができます。

裁定手続の流れ



■ 調停手続における裁定の活用

都道府県公害審査会等に係属した調停事件について、手続を進めていく中で、加害行為とされる行為と被害との間の因果関係が主な争点であり、その解明が困難である場合には、当事者からの申請に基づいて、公害等調整委員会による原因裁定を活用することができます。

また、公害審査会等に係属した調停事件が打切りになった後に、公害等調整委員会の責任裁定又は原因裁定を活用することもできます。

公害紛争処理制度の特長

公害紛争処理制度は、公害紛争を民事訴訟で争った場合、その解決までに多くの時間と費用が掛かるなど、被害者の救済の面では必ずしも十分でなかったことから生まれた制度です。このため、この制度には民事訴訟に比べ、公害紛争処理機関自らが調査できる、手続が柔軟、費用も少なく済むなど、様々な特長があります。

1 専門的知見の活用

公害紛争処理機関における委員の専門的知見を活用することにより、迅速・適正な解決を図ることができます。また、事件によっては、専門的・技術的知見をもつ学識経験者等が専門委員に任命されます。専門委員が提出する意見書等も踏まえて裁定委員会・調停委員会が合議により判断し、裁定等を行います。

2 機動的な資料収集・調査を自ら実施

公害紛争処理機関は、因果関係の解明のため、必要に応じて自ら資料の収集、調査を行うことができます。

3 迅速な解決

公害等調整委員会では、裁定手続について標準処理期間を設定し、審理の迅速化に努めています。

4 低廉な費用

事件の申請手数料が裁判に比べて低く抑えられ（調停の申請手数料は、裁判所の民事調停の約4分の1）、また、必要に応じて行政の費用負担で資料の収集、調査を行うなど、当事者の経済的負担の軽減が図られています。

5 柔軟な手続による解決

公害等調整委員会では、当事者の負担軽減を図るため、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用した提出や、審問期日等のウェブ会議方式による出頭ができるようにしています。

また、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地において審問期日等を開催することもあります。

6 公害防止対策への反映

公害等調整委員会は関係行政機関の長に対し、都道府県公害審査会は当該都道府県知事に対し、具体的な紛争処理を通じて得られた公害防止に関する施策の改善について意見を述べることにより、公害防止対策に反映させることができます。

7 フォローアップ

調停、仲裁又は責任裁定で定められた法律上の義務に不履行があるときには、公害紛争処理機関は、権利者の申出により、当該義務の履行に関する勧告を行うことができます。

また、公害紛争処理機関は、当該義務の履行状況について当事者に報告を求め、又は調査を行うことができます。

公害紛争処理の動向

公害紛争処理制度によって、これまでに数多くの公害紛争事件が処理されてきました。昭和45年の制度発足以来、令和6年3月31日までに、公害等調整委員会には1,160件が係属し、うち1,114件が終結しています。また、都道府県公害審査会等には1,793件が係属し、うち1,746件が終結しています。

制度発足当初には、水俣病事件のような人の健康、財産に重大な被害を及ぼした「産業型」公害に関わる事件が多くみられました。

しかし、近年は、都市化の進展や環境に対する意識の高まりなどを背景として、こうした紛争に加えて、良好な生活環境の保全を求めて、近隣騒音などに関する「都市型・生活環境型」公害に関わる事件が増えてきており、公害紛争事件の態様は多様化してきています。

公害等調整委員会が扱った主な事件

- 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件
- 渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件
- 大阪国際空港騒音調停申請事件
- スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件
- 山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件
- 小田急線騒音被害等責任裁定申請事件
- 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件
- 尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件
- 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件
- 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件
- 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件
- 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

都道府県公害審査会等が扱った主な事案

- 工場や作業所の騒音・振動・悪臭・粉じんに関する事件
- 飲食店、駐車場やマンションの室外機等を発生源とする近隣騒音事件
- 道路の騒音防止をめぐる事件
- 廃棄物処理場の水質汚濁事件

公害等調整委員会が扱った主な事件の概要

豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

平成5年11月、香川県小豆郡土庄町豊島の住民438人から、香川県、廃棄物処理業者及び廃棄物排出業者等を相手方（被申請人）として、香川県知事に対し廃棄物の撤去等を求める調停申請があり、県際事件のため、同年12月、公害等調整委員会に係属しました。

14回の調停期日の開催を経て、平成9年7月、処分地に存する廃棄物を中間処理すること等を内容とする中間合意が成立、平成12年6月の第37回調停期日において香川県との間で調停が成立しました。

なお、公害等調整委員会は、合意の履行に長期間を要することから、豊島廃棄物協議会に参加し、円滑・適切に機能するように関与しています。



公害調停成立（平成12年6月） 写真提供：香川県

富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

平成16年8月、富山地方裁判所から黒部川河口海域における出し平ダムの排砂と漁業被害との因果関係の存否について原因裁定を求める嘱託がありました。

専門的調査や14回の審問期日の開催を経て、平成19年3月、養殖ワカメについては、排砂によって収穫の不振が生じたものと認めるとして、因果関係を一部認める裁定を行いました。

神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

平成18年7月、茨城県神栖市等の住民34人から、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県を相手方（被申請人）として、ヒ素による健康被害について責任裁定を求める申請がありました（平成20年11月、同一原因による被害を主張する住民5人も参加）。

専門的調査や17回の審問期日の開催を経て、平成24年5月、被申請人茨城県に対し、慰謝料として、総額2,826万円の支払をするように命ずる裁定を行いました。

公害苦情処理

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、これを迅速かつ適正に解決することは、より良い生活環境を作る上で、極めて重要なことです。そこで、公害紛争処理制度の一環として、都道府県及び市区町村に公害苦情の相談窓口が設けられています。

公害苦情相談窓口の公害苦情処理担当職員が、住民の苦情を聞き、苦情の処理に必要な調査を行うとともに、関係機関と連絡を取り合っ、当事者に改善処置の指導や助言を行うなど、苦情の受付から解決に至るまで一貫して処理を行っています。

こうした公害苦情の相談に当たっている職員は、全国で10,928人います（令和5年3月31日現在）。これらの職員は、公害紛争の未然防止に重要な役割を果たしています。

公害苦情の現状

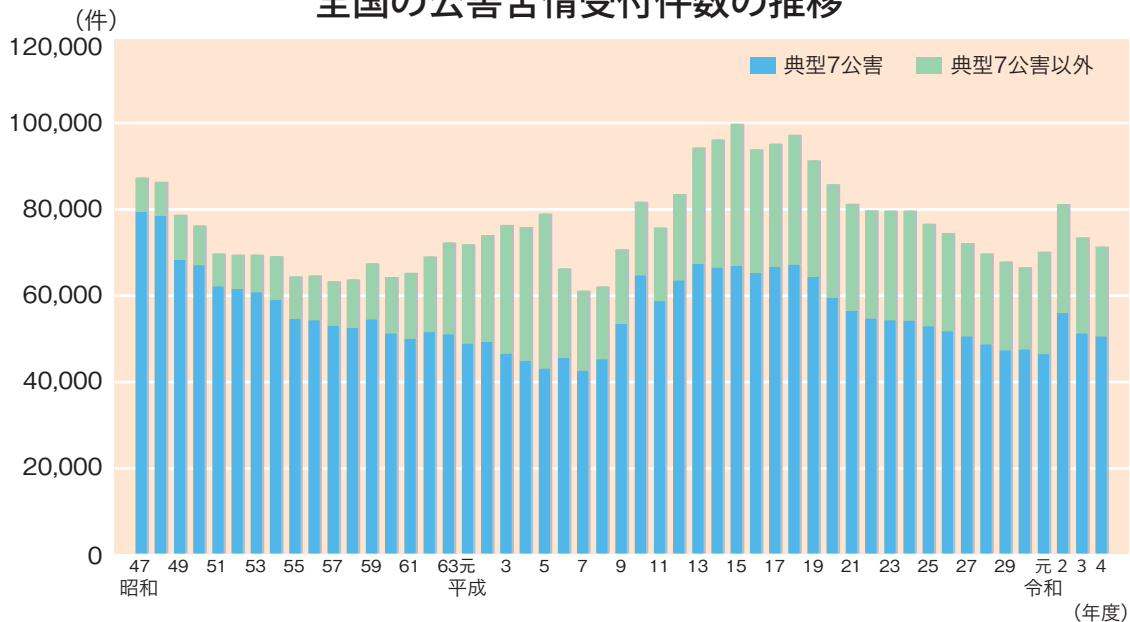
公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握するため、毎年度「公害苦情調査」を実施しています。

令和4年度に全国の相談窓口が新規に受け付けた公害苦情の受付件数は、71,590件となっています。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の「典型7公害」は50,723件で、廃棄物投棄及びその他の「典型7公害以外」は20,867件となっています。

また、公害の種類別にみると、「典型7公害」では、騒音が最も多く、次いで、大気汚染、悪臭、水質汚濁、振動、土壌汚染、地盤沈下となっています。「典型7公害以外」では、廃棄物投棄が約4割を占めています。

全国の公害苦情受付件数の推移



(注1) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっています。

(注2) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていません。

鉱業等に係る土地利用の調整

我が国は、狭い国土に多くの人口を擁しており、多くの産業が相接して行われ、また、全国各地に市街地、水源地、公園、温泉地等が存在しています。

特に鉱業の場合は、鉱業権が通常他人の土地に重複して設定され、その稼行の場所が地理的に限定されることもあって、鉱業と一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業との土地利用の調整が重要です。

また、土地収用法に基づく事業の認定又は収用委員会の裁決についての審査請求があった場合に、国土交通大臣の裁決には慎重な手続が必要です。

公害等調整委員会では、このような土地利用の調整に関して、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定、土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会に対する回答を行っています。

鉱区禁止地域の指定

鉱物の掘採及び取得は、一定の土地の区域である鉱区に鉱業権を設定して行う必要があります。

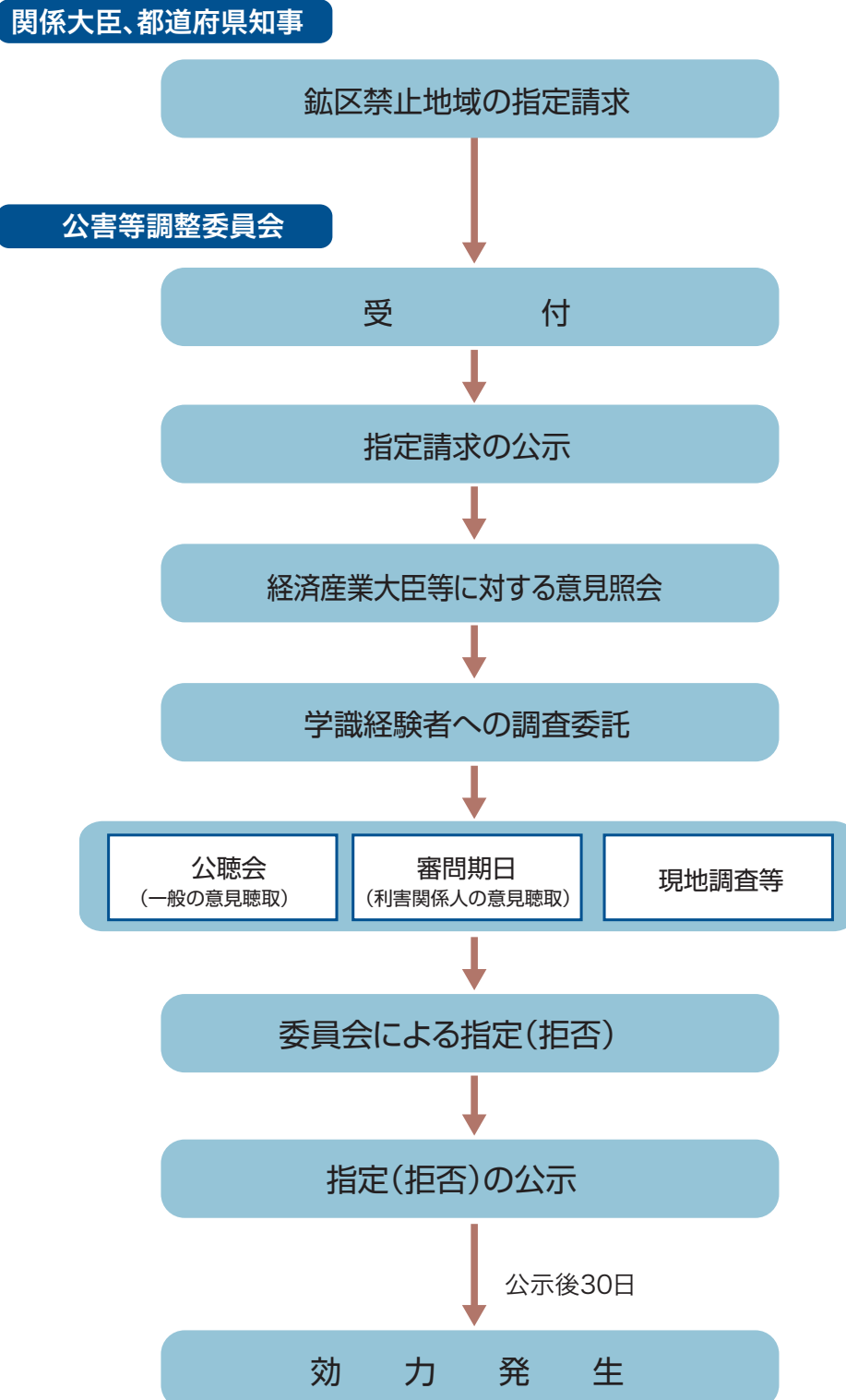
しかし、鉱業以外の公共の福祉の保護が特に重要である区域では、あらかじめ鉱区の設定を禁止することができることとなっています。

これまで、黒部第四ダム（ダム及び貯水池・水源の保全）、石見銀山遺跡、金閣寺地区（歴史的風土の保全及び風致・景観の保護）、道後温泉（温泉源の保護）、青函トンネル（トンネルの保全）など、全国で244地域（令和6年3月31日現在）が指定されています。鉱区禁止地域の総面積は、682,820ヘクタールとなっています。

鉱区禁止地域の指定箇所数

主な指定の理由	地域数
ダム及び貯水池・水源の保全	163
温泉源の保護	32
風致・景観の保護	22
農業用水施設の保全	9
歴史的風土の保全	7
トンネルの保全	4
その他の保全	7
令和6年3月31日現在	244

鉱区禁止地域指定手続の流れ



1 公害等調整委員会とは

2 公害紛争の迅速・適正な解決

3 鉱業等に係る土地利用の調整

4 公害等調整委員会の主な歩み

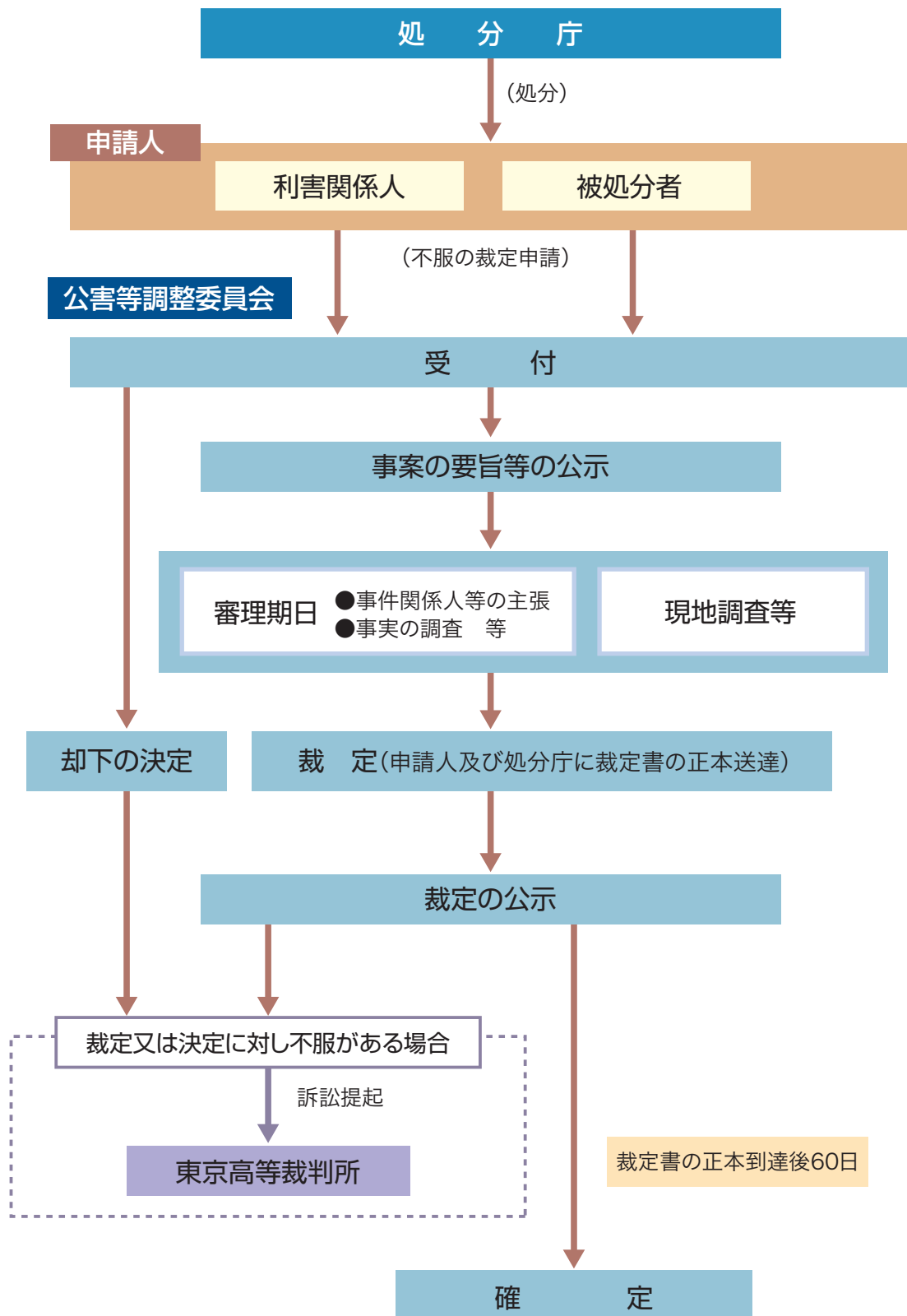
鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

鉱物の掘採、岩石や砂利の採取などをしようとするときは、経済産業大臣や都道府県知事等の許認可を受けることが必要です。これらの許認可について不服がある者は、公害等調整委員会に対し裁定の申請をすることができ、この不服の裁定は、裁判に準じた手続で行われています。公害等調整委員会の裁定又は決定に対し不服のある場合には、東京高等裁判所に訴えを提起することになります。

不服の裁定の対象となる主な行政処分

	根拠法	主な行政処分
1	鉱業法（第133条）	経済産業大臣又は経済産業局長による鉱業権設定の許可処分
2	採石法（第39条第1項）	都道府県知事又は政令市市長による岩石採取計画の認可処分
3	森林法（第190条第1項）	都道府県知事による保安林内における土石の採掘の許可処分
4	農地法（第53条第2項）	都道府県知事による農地転用の許可処分
5	海岸法（第39条の2第1項）	海岸管理者による海岸保全区域における土石採取の許可処分
6	自然公園法 （第63条第1項、第78条）	環境大臣による国立公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可処分
7	核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律 （第51条の34第1項）	原子力規制委員会による指定廃棄物埋設区域内における土地の掘削の許可処分
8	地すべり等防止法 （第50条第1項）	都道府県知事による地すべり防止区域内における地下水の排除を阻害する行為の許可処分
9	河川法（第97条第4項）	河川管理者による河川区域内における土石の採取の許可処分
10	砂利採取法（第40条第1項）	都道府県知事又は政令市市長による砂利採取計画の認可処分
11	都市計画法 （第51条第1項、第58条第2項）	都道府県知事による都市計画区域内における開発行為の許可処分
	景観法 （第73条第2項、第75条第3項）	市町村による景観地区内における開発行為の規制に係る処分
12	自然環境保全法 （第32条第1項、第35条の11、第46条第3項）	環境大臣による自然環境保全地域の特別地区又は沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における鉱物の掘採の許可処分
13	都市緑地法 （第33条第1項）	都道府県知事による緑地保全地区内における鉱物の掘採の禁止処分
14	湖沼水質保全特別措置法 （第33条第1項）	都道府県知事による湖辺環境保護地区内における鉱物の掘採の禁止処分
15	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （第43条第1項）	環境大臣による生息地等保護区の管理地区内における鉱物の採掘の許可処分
16	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（第26条第1項）	経済産業大臣による最終処分施設の保護区域内における土地の掘削の許可処分
17	二酸化炭素の貯留事業に関する法律（第133条第1項）	経済産業大臣による二酸化炭素の貯留事業の許可処分

不服裁定手続の流れ



1 公害等調整委員会とは

2 公害紛争の迅速・適正な解決

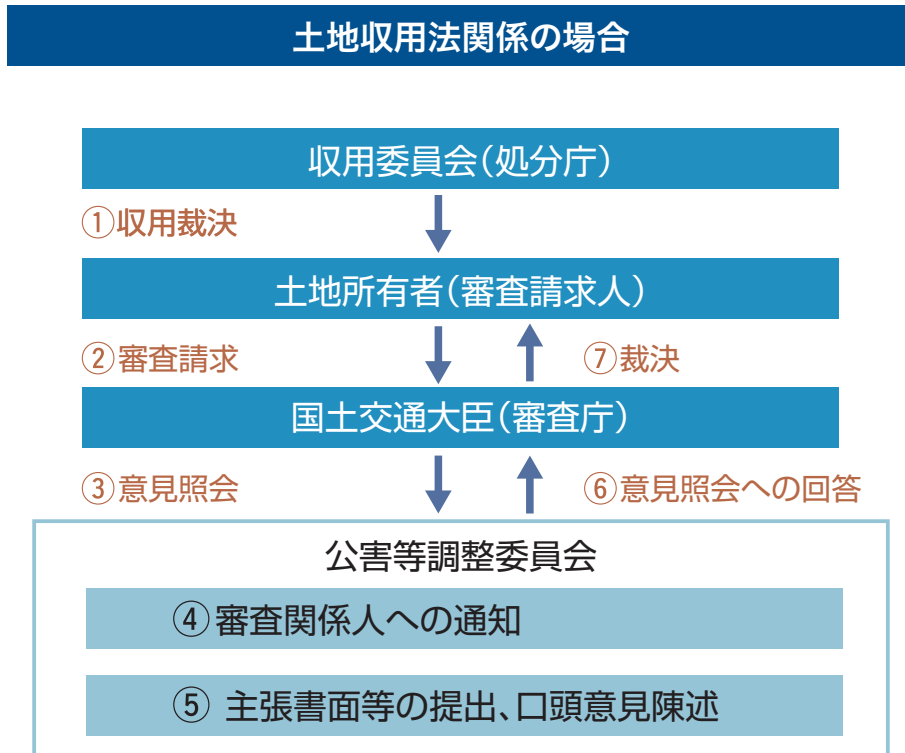
3 鉱業等に係る土地利用の調整

4 公害等調整委員会の主な歩み

土地収用法に基づく意見照会等

土地利用の複雑化、多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の処分がより適正に行われるように、公害等調整委員会が事前に意見照会への回答、承認などを行う制度が設けられています。

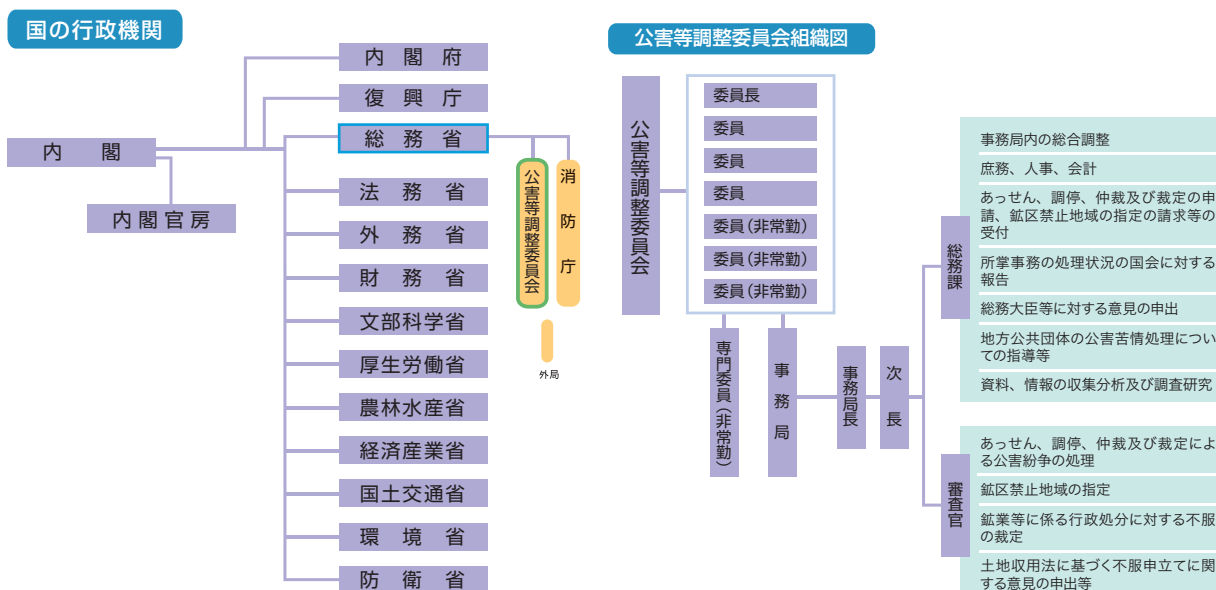
例えば、収用委員会の裁決等に対する土地所有者からの審査請求について、国土交通大臣が裁決するに当たっては、事前に公害等調整委員会の意見を聴くこととなっています。



	根拠法	手続	手続の主な対象
1	土地収用法 (第27条第2項、第131条第1項)	意見照会への回答	国土交通大臣が、①事業認定の申請に対する処分、②収用委員会の裁決等についての審査請求に対する裁決をするとき
2	鉱業法 (第64条の2第3項、第87条)	承認	経済産業大臣が、公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる決定をするとき
3	採石法 (第18条、第30条)	承認	経済産業局長が、採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての決定をするとき
4	文化財保護法 (第159条第1項)	協議	文化庁長官が、文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについて、裁決をするとき

公害等調整委員会の主な歩み

年 月	事 項
昭和25年12月	土地調整委員会設置法（法律第 292 号）公布
昭和26年 1月	土地調整委員会発足（総理府の外局）
6月	土地収用法（法律第 219 号）公布により意見照会制度を創設
昭和42年 8月	公害対策基本法（法律第 132 号）公布
昭和45年 6月	公害紛争処理法（法律第 108 号）公布
11月	中央公害審査委員会発足（総理府）
昭和47年 6月	公害等調整委員会設置法（法律第 52 号）公布
7月	公害等調整委員会発足（総理府の外局）（土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合） 土地調整委員会設置法の一部改正により鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律に題名改正
9月	公害紛争処理法の一部改正により裁定制度導入
昭和49年11月	公害紛争処理法の一部改正により職権あっせん制度導入
平成 5年11月	環境基本法（法律第 91 号）公布
平成13年 1月	中央省庁再編により総務省の外局となる
平成21年 5月	東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和 47 年公害等調整委員会規則第 3 号）を改正し、被害発生地等の現地で期日を開催する（現地期日）要件を緩和
令和 6年 4月	当事者の負担軽減を図るため、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和 26 年土地調整委員会規則第 2 号）及び公害紛争の処理手続等に関する規則を改正し、ウェブ会議方式による審問期日等を導入



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く)

E-mail ▶ kouchoi@soumu.go.jp



公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館10階

TEL :03-3581-9601 (代表)

ホームページアドレス▶ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



X @MIC_kouchoi



(令和6年8月発行)